

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給 ※「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者も含む ・保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤レセプト管理システム ⑥医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第23項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 第1項の表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15、16、20、22、30、39、42、44、50、51、55、61、65、71、76、77、78、88、89、91、98、110、127、134、143、146、153、157、160、163、169、170、171、172、173、174条 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、43、161、162の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、45条、163条、164条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課
②所属長の役職名	保護管理援護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局健康福祉部保護管理援護課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2299
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムにて支給対象者を登録するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行い、登録内容については複数人での確認を厳守している。また、住基があるものについては、住基システムと自動連携を行い、マイナンバーの登録事務は発生しないようにしている。上記の対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、権限についても年に1回名簿を作成し、業務担当者以外のものに権限がついていないか確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	I 5②	保護管理援護課長 田上 和泉	保護管理援護課長 渡辺 正博	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年7月31日	I 4②	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年7月31日	I 1②	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金の支給	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金の支給	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年7月31日	II 1	平成29年7月31日時点	平成30年7月31日時点		
平成30年7月31日	II 2	平成29年7月31日時点	平成30年7月31日時点		
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	保護管理援護課長 渡辺 正博	保護管理援護課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年7月30日	I 1 ②	生活保護法による就労自立給付金の支給	生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給		
令和2年7月30日	II 1	平成30年7月31日時点	令和2年5月31日時点		
令和2年7月30日	II 2	平成30年7月31日時点	令和2年5月31日時点		
令和4年2月28日	II 1	令和2年5月31日時点	令和3年11月30日時点		
令和4年2月28日	II 2	令和2年5月31日時点	令和3年11月30日時点		
令和5年3月15日	I 1②	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年3月15日	I 1③	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー	①生活保護システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー	事後	
令和5年3月15日	I 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年3月15日	I 4②	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年3月15日	II 1	令和3年11月30日時点	令和5年3月2日時点	事後	
令和5年3月15日	II 2	令和3年11月30日時点	令和5年3月2日時点	事後	
令和6年1月19日	I 5 ①部署	健康福祉局福祉部保護管理援護課	健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	事後	
令和6年1月19日	I 8 連絡先	熊本市健康福祉局福祉部保護管理援護課	熊本市健康福祉局健康福祉部保護管理援護課	事後	
令和6年1月19日	I 4 ②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和6年7月31日	I 3②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第23項	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和6年7月31日	I 4②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和6年7月31日	II 1	令和5年3月2日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月31日	II 2	令和5年3月2日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月20日	I 1 ②	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給	・生活保護法による生活保護の決定及び実施 ・生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ・生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護法による進学準備金の支給 ※「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。))であって生活に困窮する者も含む	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和7年1月20日	I 4②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第26項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表第42、43、161、162の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第44条、45条、163条、164条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条	事後	法等の改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
令和7年1月20日	IV8 判断の根拠	なし	生活保護システムにて支給対象者を登録するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行い、登録内容については複数人での確認を厳守している。また、住基があるものについては、住基システムと自動連携を行い、マイナンバーの登録事務は発生しないようにしている。上記の対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への変更
令和7年1月20日	IV11 判断の根拠	なし	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、権限についても年に1回名簿を作成し、業務担当者以外のものに権限がついていないか確認を行っている。	事後	新様式への変更